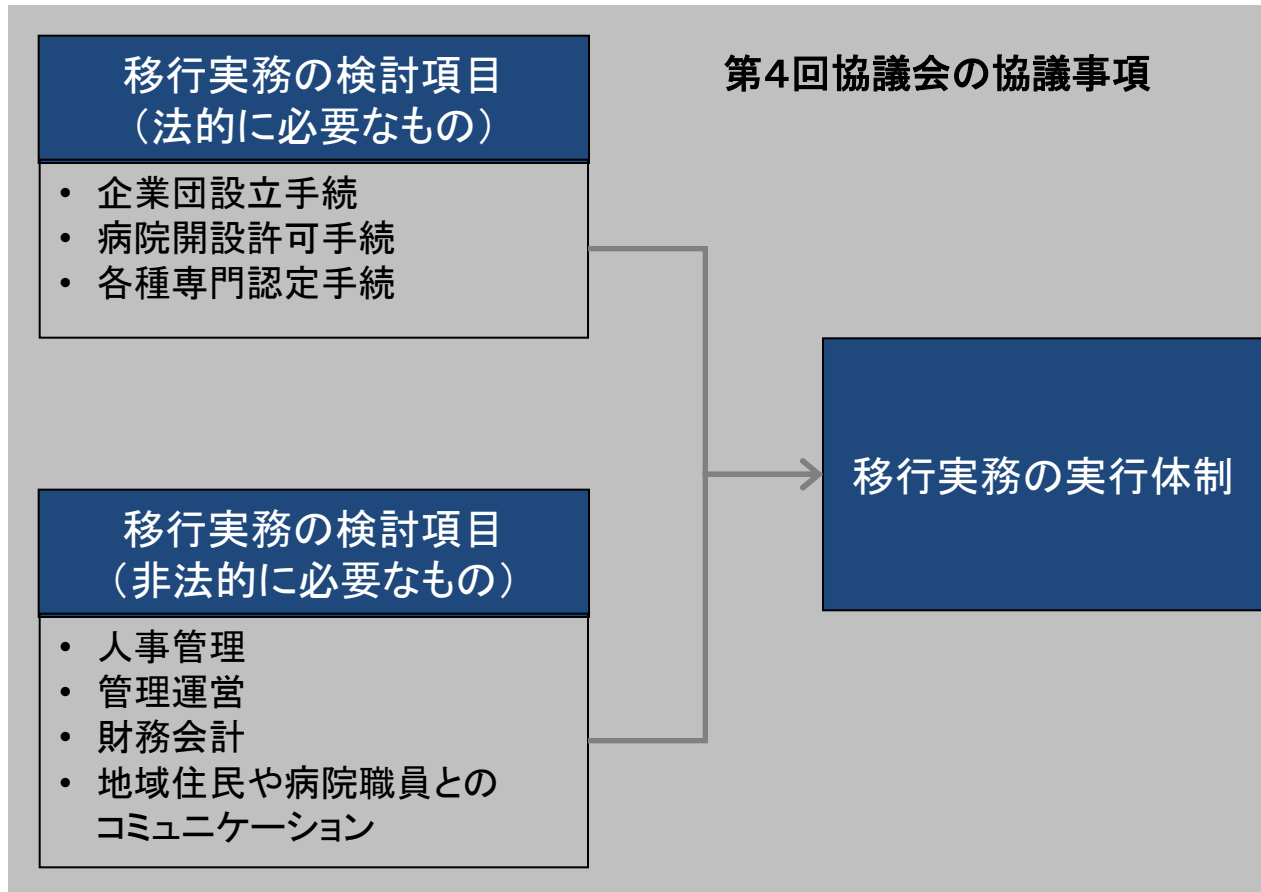


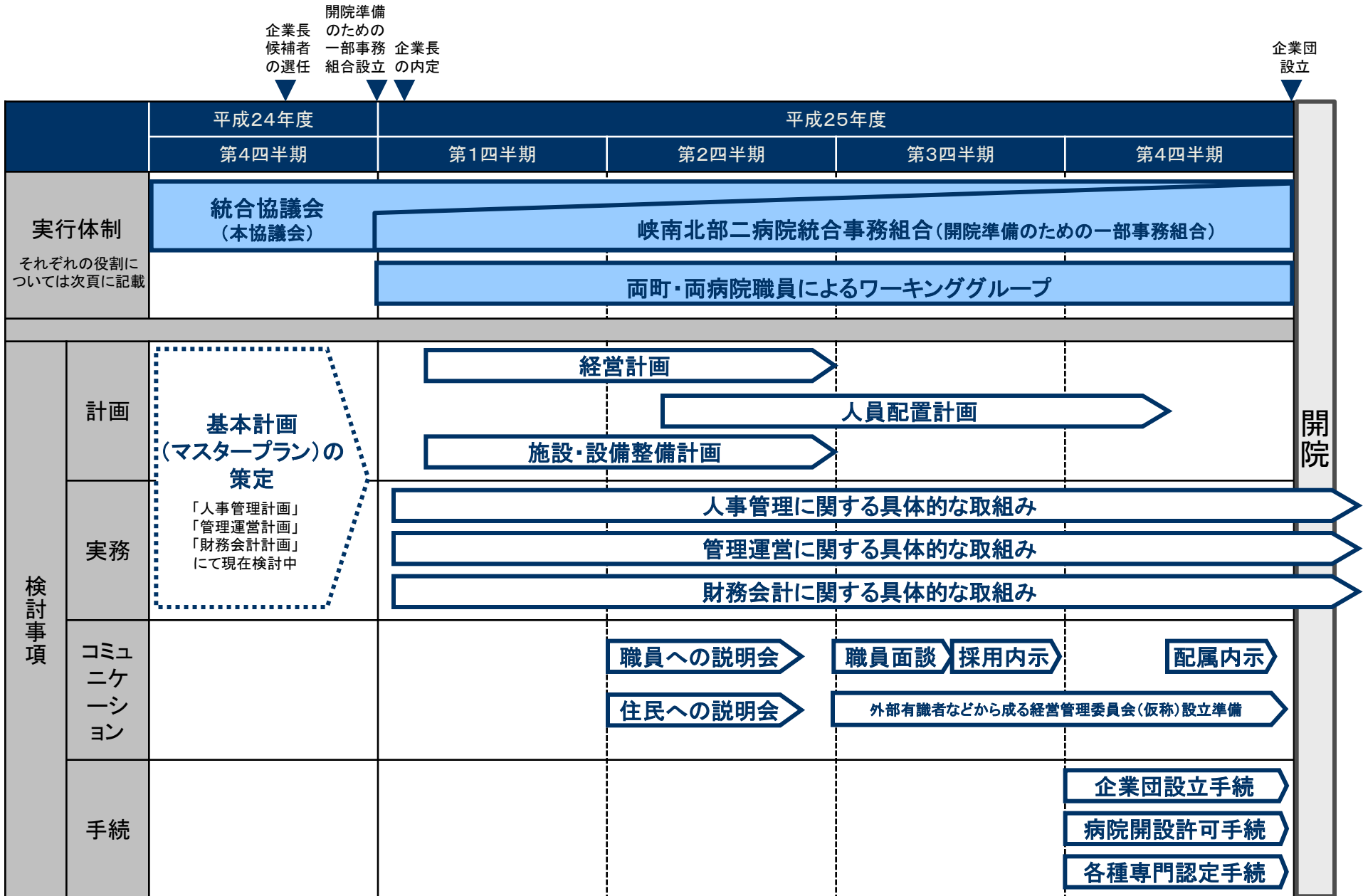
移行実務計画について

■ 移行実務計画の協議事項

移行実務計画では、統合病院の必要な移行実務の検討項目を決め、その実行に必要な体制を決定していきます。



■ 移行実務のロードマップ



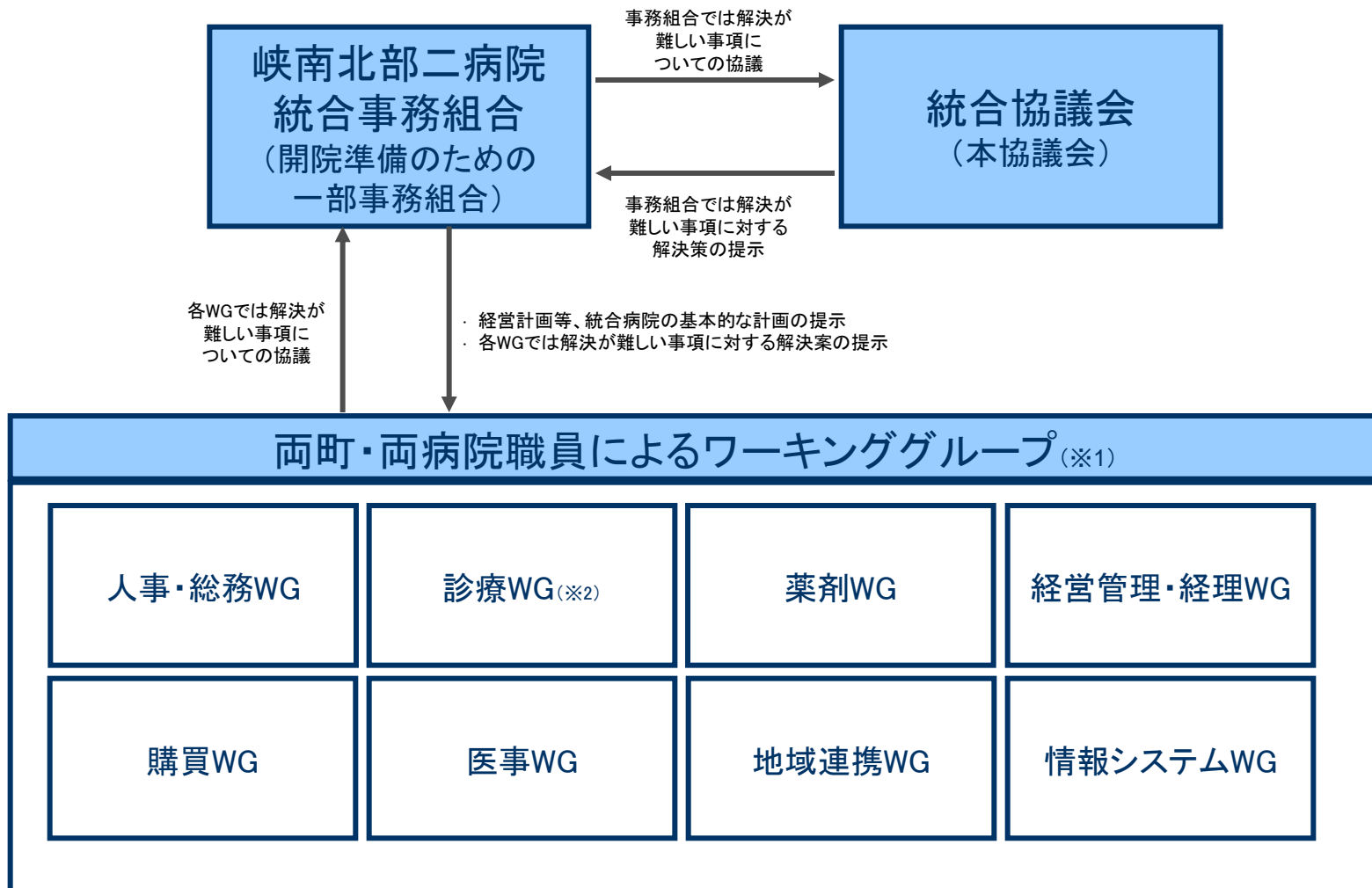
企業長候補者の選任
 開院準備のための一部事務組合設立
 企業長の内定

■ 移行実務の実行体制と役割

開院準備のための一部事務組合設立後(平成25年4月1日以降)の実行体制とその役割については、次のとおりとします。

実行体制	役割
統合協議会 (本協議会)	山梨大学等の外部との交渉や、出資等、一部事務組合では解決が難しい事項について検討を行う。統合病院に対しては第三者的な位置付けとなり、中立の立場で判断を行う (開催頻度:四半期に1回程度、及び必要に応じて)
峡南北部二病院 統合事務組合 (開院準備のための 一部事務組合)	企業長内定者を中心に、統合病院の経営計画、人員配置計画、施設・設備整備計画の策定、両病院職員への説明会や面談、両町の住民への説明会、統合病院の開業に必要な諸手続を行う
両町・両病院 職員による ワーキンググループ	人事管理、管理運営、財務会計における両病院の実務に関する取組みを計画し実行する

■ 実行体制の関係性とワーキンググループ(WG)のイメージ



※1 設置するWGについては今後精査する

※2 必要に応じて、テーマ別の分科会を設置する(例.在宅診療分科会、検査健診分科会、リハビリテーション分科会など)

法的に必要な諸手続

企業団設立手続

企業団規約案の検討

企業団規約案の合意

両町議会での議決

山梨県知事への設立許可申請

山梨県知事の設立許可

[標準的な所要期間:3ヶ月程度]

病院開設許可手続

「病院使用許可申請書」の作成・提出

「病院開設許可申請書」の作成・提出

「病院開設届」の作成・提出

医療機器(診療用X線装置等)の備付届の作成・提出

※ 各申請書、及び届けは
山梨県知事宛に提出する

[標準的な所要期間:2ヶ月程度]

各種専門認定手続

指定医療告示や学会認定施設の認定について、各所管に対して申請手続を行う

※両病院の現在の指定・認定は下記の通り

指定医療告示

- 【市川三郷】
- ・ 救急告示病院
 - ・ へき地医療拠点病院

- 【富士川】
- ・ 救急告示病院
 - ・ 地域災害拠点病院

学会認定施設

- 【市川三郷】
- ・ 日本外科学会外科専門医制度修練施設
 - ・ 日本消化器外科学会専門医制度関連施設
 - ・ 日本消化器病学会専門医制度認定施設
 - ・ 日本大腸肛門病学会専門医制度修練関連施設

- 【富士川】
- ・ 日本整形外科学会認定医研修施設
 - ・ 日本外科学会外科専門医制度関連施設
 - ・ 日本大腸肛門病学会関連施設

[標準的な所要期間:2ヶ月程度]